

市内学校体育館・ナイター施設 予約システム利用説明会

1. 予約システム導入の経緯

令和2年度、島田市はデジタルを活用した市民の利便性向上、行政業務の効率化を目的にデジタルトランスフォーメーション推進課（DX推進課）を新設した。同年度に新型コロナウイルス感染症の流行に伴う国の臨時交付金を活用し、対面業務削減のほか、市民の利便性向上と施設利用率の向上及び施設管理者の事務改善を目的として、市の管理する施設について、予約システムを導入することとなった。運用開始時期は施設ごとに異なり、スポーツ振興課の所管する学校体育館については8月1日（10月分以降の予約）から、ナイター施設については9月1日（10月分以降の予約）からの運用開始に向け、調整を進めている。

2. 予約システムの機能

(1) 施設の空き状況の確認

自宅や外出先から、インターネットを介して、24時間各施設の空き状況の確認が可能となる。各学校やスポーツ振興課に問い合わせる必要がなくなる。

(2) 施設の予約

自宅や外出先から、インターネットを介して、24時間各施設の予約が可能となる。学校窓口やスポーツ振興課に出向いて利用申請をする必要がなくなる。

3. 予約システム利用の流れ

(1) 利用者登録

予約システムから施設を予約するには、利用者登録申請書及び団体構成員名簿を提出し、利用者登録を必要する必要があります。インターネットの利用が不可能な方も必ず利用者登録を行ってください。利用者登録完了後、登録済証をお渡しします。登録済証にはID、パスワードが記載されていますので、紛失等には十分御注意ください。登録作業には時間を要するため、極力6月中に、学校体育館であれば各学校窓口、ナイター及び北部体育館であればスポーツ振興課窓口（川根体育館、川根中学校柔剣道場の場合は川根支所）に御提出ください。早めに提出していただければ、地区別調整会議の際に、各自のアカウントを利用して、予約システムを体験することが可能です。

7月15日より後に提出された場合、予約システム運用開始までに登録が間に合わない可能性がありますので、早めの提出をお願いいたします。調整会議でお渡しできなかった登録済証は、学校体育館であれば各学校窓口、ナイター及び北部体育館であればスポーツ振興課窓口（川根体育館、川根中学校柔剣道場の場合は川根支所）に御用意しますので、受け取りに来てください（川根体育館、川根中学校柔剣道場の場合は川根支所）。なお、学校体育館の登録済証は、提出した日の10日後から1か月間は学校に保管してありますが、1か月を過ぎた場合はスポーツ振興課に戻されますので、スポーツ振興課まで受け取りに来てください。

利用者は年に1度、利用者登録申請書及び団体構成員名簿を提出してください。

利用者登録用紙及び団体構成員名簿はスポーツ振興課のHPからもダウンロード可能です。記入漏れの無いよう十分御注意ください。特に許可等の連絡は、予約システムからメールで発信するため、メールアドレスは間違いの無いよう丁寧に御記入ください。

(2)地区別調整会議

利用したい施設ごと利用者が話し合い、利用日を調整する会議を半年に1度実施いたします。7月に行う調整会議では、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間の利用日を調整します。この調整会議に出席した団体は、先行予約期間に利用申請をすることが可能となります。先行予約を希望する場合は必ず御出席ください。複数施設を利用する場合は、その施設数に応じた人数の出席をお願いします(例:第一小と第二小を利用したい場合は2人出席)。別の中学区の施設を利用したい場合は、それぞれの調整会議に御出席ください。調整会議で1団体が確保できる利用日は全施設合わせて一定数となります。後の予約が円滑に行われるよう、利用する施設ごと、利用者間で連絡先を交換していただきます。

地区別調整会議で押さえた場合でも学校行事等で利用できなくなることはありますが、代替日の確保はできませんので御了承ください。

(3)先行予約

先行予約とは、来月行う地区別調整会議で決めた内容に沿って、利用申請を行う期間のことを指します。毎月1日から10日が先行予約期間となります。先行予約期間は、調整会議で決めた利用日の利用申請しかできません。それ以外の日を入れた場合、その予約は無効となりますので、申請の際は間違いの無いよう十分御注意ください。システム上は11日以降も予約は可能ですが、先行予約は1日から10日までというルールで運用しますので、11日以降の利用申請は無効となります。必ず10日までに利用申請を完了してください。インターネットの利用が不可能な方は、紙の申請書を、学校体育館であれば学校窓口に、ナイター及び北部体育館であればスポーツ振興課窓口に御提出ください(川根体育館、川根中学校柔剣道場の場合は川根支所)。予約システムから申請して頂いた方は、毎月11日から19日の間に利用者宛てにメールで許可通知が届きます。詳細な許可内容は予約システムから確認してください。インターネットの利用が不可能な方は申請した窓口で許可通知を受け取ってください。

(4)一般予約

一般予約とは、先行予約で埋まらなかった枠を先着順により利用申請していく期間のことを指します。毎月20日以降の最初の平日から一般予約期間となります。インターネットの利用が可能な方は予約システムから、利用が不可能な方は紙で申請を行ってください。予約システムから申請した方は、承認が下り次第申請者宛てにメールで許可通知が届きます。紙申請の方の場合、許可通知がメールで届きませんので、紙での受け渡しとなります。

(5)施設の利用申請全般

予約システム導入後は、予約システムまたは学校窓口で利用申請を行い、承認はスポーツ振興課が予約システム上で行います。利用者が利用申請をした段階では仮予約、

スポーツ振興課の承認後に本予約となります。

利用申請は2通りの方法があります。1つ目は予約システムから自分で利用申請を行う方法、2つ目は従来の紙で利用申請する方法です。

インターネットの利用が可能な方は、原則予約システムから予約を行ってください。

インターネットの利用が不可能な方は、従来通り紙の申請書を、学校体育館であれば学校窓口に、ナイター及び北部体育館であればスポーツ振興課窓口に御提出ください(川根体育館、川根中学校柔剣道場の場合は川根支所)。予約システムから利用申請した場合、その段階で仮予約状態となり、他の利用者が同じ時間枠を予約することはできなくなります。紙の利用申請は、申請書の提出後、職員が予約システムに代行入力をした時に仮予約状態となります。代行入力はすぐに対応できない場合もあり、代行入力する前に、予約システムから他の予約が入ることも十分に考えられます。紙で申請を行う場合は、このことを了承の上、申請を行ってください。

スポーツ振興課の承認が完了すると、利用者宛てにメールで許可通知が届きます。インターネットの利用が不可能な方は、許可通知がメールで届きませんので、紙での受け渡しとなります。

(5)料金の納付について

予約システム導入後は、その月の利用が終了した後にお支払いいただくこと(事後払い)となります。納入通知書については、体育館利用者は学校窓口で、ナイター利用者はスポーツ振興課窓口でお渡しします(川根体育館、川根中学校柔剣道場の場合は川根支所)。納入通知書は、利用した月の翌月の7日までに御用意しますので、各窓口まで受け取りにきてください。雨天等のやむを得ない場合を除き、利用日の5日前までにキャンセル連絡がない場合は、利用料をお支払いいただきますので、利用しない場合は必ず体育館利用者は学校で、ナイター及び北部体育館利用者はスポーツ振興課に御連絡ください(川根体育館、川根中学校柔剣道場利用者は川根支所)。

4. 今後の予定

(1)利用者登録申請書の提出/6月15日(火)～7月15日(木)まで

配布した利用者登録申請書に必要事項を記入の上、学校窓口またはスポーツ振興課窓口、川根支所に提出する。

(2)地区別調整会議

- (ア) 島田地区ナイター/7月1日(木) 市役所会議棟C会議室
- (イ) 第一中学区/7月2日(金) プラザおおるり第3多目的室
- (ウ) 初倉中学区/7月6日(火) 初倉公民館第1・2集会室
- (エ) 第二中学区/7月8日(木) プラザおおるり第3多目的室
- (オ) 金谷中学区/7月9日(金) 金谷公民館集会室3
- (カ) 金谷地区ナイター/7月9日(金) 金谷公民館集会室3 ※(5)と同時開催
- (キ) 六合中学区/7月13日(火) 六合公民館第1集会室
- (ク) 旧北中学区/7月14日(水) 北部ふれあいセンターコミュニティホール
- (ケ) 川根中学区/7月15日(木) 川根地区センター研修室

(3)先行予約(10月分)/令和3年8月1日～8月10日まで

地区別調整会議で決定した内容に沿って予約システムから 10 月分の予約を行う。

※ナイター施設は令和 3 年 9 月 1 日～9 月 10 日まで

(4)一般予約(10 月分)/令和3年8月 20 日～

先行予約で埋まらなかった枠を先着順により予約する。

※ナイター施設は令和 3 年 9 月 21 日～

※翌月以降も 8 月(ナイターの場合は 9 月)と同様に、1 日～10 日が先行予約期間、20 日以降の最初の平日から一般予約期間となります。

5. 予約システム URL・QR コード

現在は、予約等の操作はできませんが、予約システムの閲覧が可能です。

(1)予約システム URL

[住民側(PC)]

<https://www.task-asp.net/cu/eg/ykr222097.task>

[住民側(携帯電話)]

<https://www.task-asp.net/cu/eg/ykm222097.task>

[住民側(音声ブラウザ)]

<https://www.task-asp.net/cu/eg/ykg222097.task>

[住民側(スマホ)]

<https://www.task-asp.net/cu/eg/ykd222097.task>

(2)QR コード



※スマホサイト、QR コードからアクセスした場合、スマホ専用画面が表示されます。ページ下部の「インターネット版施設予約システム」をクリックすると、PC 版サイトをご覧ください。

※「島田市 予約システム」と検索してもご覧ください。

6. その他の注意点

- ① 予約システムで予約できるのは、10 月 1 日以降の予約となります。8 月、9 月利用分の利用申請は従来通り紙で申請を行ってください。(川根体育館は 11 月 1 日以降の予約からのため、8 月、9 月、10 月は紙申請。)
- ② 学校体育館及びグラウンドは学校施設であることを念頭に置き利用してください。学校行事が最優先であるため、予約してあった場合でも急遽利用できなくなることも十分に考えられます。その場合は、会場を学校にお譲りいただくこととなりますので、了承の上、利用申請してください。
- ③ 学校体育館の鍵の借用・返却について、学校市事務職員がいる間に行ってくださいようお願いいたします。支所・公民館等で鍵の貸出を行っている施設については、施設の開館時間内に鍵を借用・返却してください。
- ④ 昼間のグラウンド(ナイターを伴わない)利用は、スポーツ振興課の貸出範囲外です。利用する場合は学校の指示に従ってください。

7. 問い合わせ先

島田市教育委員会スポーツ振興課

電話：0547-36-7223 メール：sports@city.shimada.lg.jp